4　法第六十八条の十五の四第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一　当該供用年度（法第六十八条の十五の四第一項に規定する供用年度をいう。以下この項及び第六項第一号において同じ。）の連結所得に対する調整前連結税額（同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。以下この条において同じ。）の百分の二十に相当する金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　特定中小連結親法人（法第六十八条の十五の四第二項に規定する特定中小連結親法人をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）又はその特定中小連結子法人（同条第二項に規定する特定中小連結子法人をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）で経営改善設備（同条第一項に規定する経営改善設備をいう。以下この条において同じ。）を取得し、又は製作し、若しくは建設したものの当該供用年度の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。以下この号及び次項第一号において同じ。）

ロ　経営改善設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した特定中小連結親法人の当該供用年度の個別所得金額及び経営改善設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した各特定中小連結子法人の当該供用年度の個別所得金額の合計額

二　調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該供用年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の二十に相当する金額

5　法第六十八条の十五の四第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一　当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその指定事業の用（法第六十八条の十五の四第一項に規定する指定事業の用をいう。次号において同じ。）に供した経営改善設備につき同条第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　連結親法人又はその連結子法人で繰越税額控除限度超過額（法第六十八条の十五の四第三項に規定する繰越税額控除限度超過額をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）を有するもの当該連結事業年度の個別所得金額

ロ　繰越税額控除限度超過額を有する連結親法人の当該連結事業年度の個別所得金額及び繰越税額控除限度超過額を有する各連結子法人の当該連結事業年度の個別所得金額の合計額

二　調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該連結事業年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその指定事業の用に供した経営改善設備につき法第六十八条の十五の四第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）

6　法第六十八条の十五の四第十一項の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる連結法人の区分に応じ当該各号に定める金額（当該連結法人が当該各号に掲げる連結法人のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める金額の合計額）とする。

一　特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人で当該供用年度において経営改善設備を取得し、又は製作し、若しくは建設したもの　当該経営改善設備につき法第六十八条の十五の四第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額

二　連結親法人又はその連結子法人で当該連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有するもの　当該繰越税額控除限度超過額のうち法第六十八条の十五の四第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額

7　法第六十八条の十五の四第十二項の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額は、同法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された連結親法人又はその連結子法人について、法第六十八条の十五の四第五項の規定により当該承認の取消しのあった日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額に加算された金額とする。

8　連結親法人又はその連結子法人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設した器具及び備品並びに建物附属設備につき法第六十八条の十五の四第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合には、当該器具及び備品並びに建物附属設備につきこれらの規定の適用を受ける連結事業年度の連結確定申告書等に当該器具及び備品並びに建物附属設備が経営改善設備に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付しなければならない。

9　法第六十八条の十五の四第五項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第七十一条第一項第一号及び第二項第一号並びに第八十一条の十九第四項第一号ロ及び第二号ロ	掲げる金額に	掲げる金額（租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）に
第八十一条の二十二第一項第二号	前節（税額の計算）	前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）
第八十一条の三十一第一項	加算した金額	加算した金額とし、租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額

（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）

第三十九条の四十五の五　法第六十八条の十五の五第二項第一号に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一　役員（法第六十八条の十五の五第二項第一号に規定する役員をいう。次号及び第三号において同じ。）の親族

二　役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

三　前二号に掲げる者以外の者で役員から生計の支援を受けているもの

四　前二号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

2　法第六十八条の十五の五第二項第一号に規定する政令で定めるものは、当該連結親法人又はその連結子法人の国内に所在する事業所につき作成された労働基準法第百八条に規定する賃金台帳に記載された者とする。

3　法第六十八条の十五の五第一項の規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる合併法人に該当する場合の同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度（以下この条において「適用年度」という。）における当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十五の五第二項第四号に規定する基準雇用者給与等支給額（第五項及び第八項において「基準雇用者給与等支給額」という。）の計算については、当該連結親法人又はその連結子法人の当該各号に規定する調整対象基準年度に係る当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第二項第一号に規定する国内雇用者（以下この条において「国内雇用者」という。）に対する給与等（同項第二号に規定する給与等をいう。以下この条において同じ。）の同項第三号に規定する支給額（当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の同号に規定する支給額。以下この条において「給与等支給額」という。）は、当該各号に定めるところによる。